

徳山ダムのできるまで（完成予定S57年→H9年→実際の完成H19）

徳山村は 本郷（徳山）・下開田・上開田・山手・櫛原・塚・戸入・門入の8地区からなっており、ダム建設に際しては、門入地区を除く7地区が水没地の対象となった。門入地区は水没地にはならなかったが、交通手段が遮断されることとなり、他の地区と同様離村することとなった。

年月日	事業者の動き	年月日	徳山村の動き
			指定以前に現地事前調査 全村水没の新聞報道
S32.12.10	「電源開発促進法」による電源開発(株)の調査区域に指定 既に現地調査・試験掘の工事の実施	S32.11.7	徳山村村議会 全会一致で議員提案による徳山ダム反対を決議 村は一時的にダム景気に湧いた。若者が戻り、御母衣ダムからの移住者も何名かいた。(～S47年頃まで補償金目当ての店舗施設が建てられた)
S33.3.4	岐阜県に対し、土地立入り、竹木伐採許可申請	S33.5.8	調査は受け入れる (S46.3月まで) 立木伐採について山手区は絶対反対表明
当時の時代背景 S31.7「経済白書」：もはや戦後ではない S31～36年 「所得倍増計画」 高度経済成長の為の財政投融资 工業力の拡大とそれを支える電力の必要性		当時の徳山村 人口は増加傾向。若年人口が多い。 但し村にとっての人口は飽和状態で働き口は少ない。 ・農家の二男・三男問題 ・都市との所得格差 村の中には閉塞感もあり、ダムによる変化を望む声もあった。	
S33.7.21	山手地区の絶対反対に対して県の立ち会いの下、協議会が開かれ 1.調査は計画に必要な資料を得る為 2.工事に着手する場合は、十分な補償対策を競技する。 3.協議が整わない場合、県が斡旋に務める。 以上三項目の「覚書」が作成された。	予備調査が開始され日常化する。 S30年代後半の状況 1.池田内閣の所得倍増計画によって第一次産業人口が減少する。→都市部の流出 人口 S38：2,294人→S40：1,882人（18%減） 過疎が問題となってくる。 2.S37・38年豪雪で 徳山村各集落孤立 S44年 265cmの積雪を記録し、離村の一因となる。 3.S38年徳山村で電気の安定供給が始まったことにより、それまでの自給自足生活から近代的消費生活に生活スタイルが変化することになり、それを支える収入源の確保が問題となる。1年の1/3が雪に埋まる中でどう産業を確保するのかが問題となった。	
予備調査開始 (S33～S44) この間日本の工業化の進展による水需要の増大 三大都市圏への人口集中 名古屋圏 S35：570万人→S45：690万人に増加し生活用水の確保が必要となった。 これら水需要の緊急性が高まり、徳山ダムの必要性が強く認識された。国土保全（治水）の面からも、多目的ダムとしての認識が広がった。			

		4.S40 年集中豪雨により死者 1 名 9/13～9/15 で 952mm を記録し、農耕地被害甚大 河川の決壊により道路等の流出箇所 114 箇所 徳山小学校全壊 日用品の空輸
水源地開発等の法整備		5.S47 集中豪雨 復旧工事を行い就労の場を提供
S36	水資源開発促進法 水資源開発公団法 →水需要に見合う水資源開発・ダム計画	6.S29 年本郷地区大火（118 戸焼失） S31 年門入地区大火（29 戸焼失）により家屋が 藁葺き屋根からトタン屋根の家屋に変わった。
S37.6	水源地への振興対策の統一基準 「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」閣 議決定 → 徳山ダムに適用	
S40	水資源開発促進法により木曾川水系を水資 源開発水系に指定	S44.3 村から県への要望書(p145～147) S32 年から調査をしてきて 12 年経過し たが、未だ結論が出ていない。その間多く の流言飛語に振り回されて村は政治に対 して不信感を抱いている（平野） 県知事は 総理大臣に結論を出すべく申し入れをし、 “昭和 43 年度末までには結論を出す” 旨 確約を得た。ところが最近計画変更の為の 再調査の話が伝わり、再調査＝即建設かと 村民は日々不安を抱いている。 全村水没の当村に於いては、早急に結論を 出すことがあってはならないと考え、要望 をする（10 点） 県から電源開発(株)へ条件付承諾書（p147） を送付(S44.4.26)
S43.10	同法により、同水系の開発基本計画を策定	
S44.4.16	電源開発(株)はダム計画の変更に基づき 再調査実施を村に申し入れた。	
S44.5.26	揖斐川水系徳山地点調査に伴う徳山村の承 諾書に対する当社の見解 条項 1.土地の立入及び竹木の伐採は事前に 所有者の承諾を求め了解後調査に係 る損害については、御社の基準に従 って補償すること。又この基準は調 査に対する基準であって、将来水没 地の補償基準にしてはならない。 見解)了承。水没地の補償は村・関係者と 協議の上決定する。 条項 2.この調査は、ダム建設を前提と した調査と認識しているが、水 没区域外の個人地・公共地につ いても、水没地と同等の補償が 行われる様調査検討されたい。 見解)残地の調査はするが、補償はまだ その段階でない為、あらため て協議する。 条項 3.この（調査）承諾書は再調査に 限るものである。 見解)異議はありません。	S46.4 建設省より、徳山ダムの計画の概要の提示 堤高：161m 総貯水量：6 億 6 千万トン この計画を受け入れるか否か、村内で議論 が起きた。 地区ごとに説明会を催した。 各地区より、賛否の意見、様々な要求が出 てきて、結論をまとめるのに多くの時間と 労力が要された。 S46.10.4 徳山村として申入書を県・建設省に提出 (p227) 1.ダム建設は国家事業であり、補償に際 しては、いささかも水没者に犠牲を強 要するような行為は厳に慎むこと。 2.建設省は、公共・個人の補償が解決す
S45.6	電源開発(株)から建設省にダム建設が移管さ れた（多目的ダムとして建設するため）	
	揖斐川町に「中部地方建設局徳山ダム調査 事務所」を開設	

S46.夏	<p>実施計画説明会</p> <p>建設省より立入調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術関係調査：S46.9～S47.9 ・補償物件関係調査：S46.9～S48.9 までに終了したい。 ・技術調査の終了時点で事業を水資源開発公団に移管する。 ・門入地区は調査範囲とする。 ・水没者の生活再建のメドが立たない限りダムは出来ないと考える。 		<p>るまで徳山村地内でダム工事に着手しないこと。</p> <p>3.門入地区は他の地区と同様の取り扱いをすること。</p> <p>4.水没地以外の土地等についても、住民の納得のいくよう解決をはかること。</p> <p>5.計画が長期に渡る間に、住民の不安動揺が続き精神的・経済的にも損失を被っている。その様な直接的被害以外の間接的被害についても水没者の納得のいく解決を図ること</p>
		S46.10.9	<p>県知事より県の見解</p> <p>県として、住民の立場に立って国に働きかける。</p>
S46.10.11	<p>建設省より回答</p> <p>要望書について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.貴意に添うよう努力。 2.村・県と協議の上工事に着手。 3.誠意をもって検討 4.村・県と協議を重ねる。 5.建設省独自で解決は困難。貴意を尊重して、関係機関と協議して解決に努める。 	S46.11.15	<p>建設省・岐阜県・徳山村関係者が集まり、再度「確認書」についての協議を行う。村は先の要望書の5項目をさらに細かく23の項目からなる「確認書」(案)を提出する。</p> <p>内容は先の10.4に提出された申入書の五項目について具体的に23項目について記載した。(p232～234)</p>
S46.11.15	<p>建設省は態度を保留。</p> <p>23項目めの補償地の価格決定の算定根拠を、実測値・登記簿値にするかで、建設省は実測値でなくてはならないとし、この項目に対する態度を保留した。</p>		<p>建設省の態度保留について、これは補償の条件であり、調査の条件なので、この原案通りにとおしてほしいと要求した。この原案をまとめるまでのかなりの労力を要したので、これ以上の修正は受入れられないというのが村として立場だった。</p>
<p>これを受けて、何度か、建設省・県・村の三者で話し合いが持たれた。</p>			
S46.12.27.	<p>建設省と村の間で確認書を取り交わし、調印を行った。(p236～p238) 立会人：県知事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.「徳山ダム実施計画立入に関する確認書」(11項目) 2.「徳山ダム実施計画調査申入書に関する確認書」(10項目) 3.「差入書」(6項目)…確認書に添付したもので、先の申入書にてついて建設省との遣り取りの中で条項の削除や字句の訂正などを余儀なくされ、それに対する不満と不安をまとめたもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1.住民の生活再建を基本とした補償を行う。 2.いかなる段階でも強制収用は行わない。 3.用地調査は土地台帳等に基づき、関係者の意向を尊重する。 4.補償基準の協定が成立するまでは個人との補償交渉は行わない。 5.建設省は住民の不安に誠意をもって応える。 6.これら三文書は、人事異動等の際、確実に引き継ぐこと。 		

	この調印が行われたことで、立入調査が本格的に行われることとなった。		
		S47.1.27	冬期の就労場所としての公共工事の推進を県に要求。ダムが出来るからということで、公共工事が止む事のないように陳情書を提出 (P239～240)
S47.2～	建設省は 5,000 円に対して、当初 1,800 円を提示、上積みを約束するも、2,560 円を提示し、村からの要求からはかけ離れた金額であった。	S47.2～	調査立会費用の弁償対価(日当)について、建設省は村の 5,000 円を要求。村からの要求との差は埋まらなかった。これが建設省に対する不信感となった。
		S47.4.1	村に「徳山ダム対策室」を設置、窓口を一本化。
S47.5.1	「ダム対策委員会」は建設省の 2,560 円を了承し、その差額 2,440 円は村の財政から負担することを決定した。		
S47.5.17～	実施計画に伴う補償物件の立入調査が下開田地区より実施。	S47.6.1	「徳山ダム対策室」を任意機関から村条例上の機関に格上げ。第三者的立場の委員会で多数決で決議を取ることに反対意見もあったが委員会はこれを可決した。 部会として 1.第1個人補償部会 2.第2個人補償部会 3.公共補償部会 4.生活再建対策部会 を設置した。
S47.6.8	建設省調査事務所より 1.調査に係る立竹木の伐採補償は、将来の妥結基準により補償する。 2.その際伐採時より妥結時の間の成長率を勘案する。		
S47.6.19	山林の踏み荒らし料は支払えない。説明会の費用弁償は負担する。	S47.6.8	
		S47.6.20	差入書：立入調査終了後誠意をもって解決してほしい。
S47.8.8	「薪炭木の伐採補償について」(回答) 木の直径によって 10 段階に区分し、単価は 1 本 3 円～最高直径 12cm で 28 円と回答。将来の補償基準を拘束するものではないし、又将来との差額が生じても追加保証はしない。(p246)	S47.7.28	委員会開催:立入調査に伴う立木の伐採補償について、建設省の補償単価の提示を求める。 8月8日の回答に対しては、補償額はあまりに少なすぎるので値上げしてほしい旨各要求が出た。
S47 年は、各種補償について、その額を巡って、話し合いが持たれたが、合意には至らなかった。			
S48.4.17	建設省は、調査に全面的な協力が得られれば、予算がついた時点でダム対策費を支払う方向で協議したいとの意向を示した。	S48.1.10	下開田地区 申入書提出 下開田地区は一早く実施計画立入調査が完了しているが、他地区は確認書を交わしながらも未だ実施されていない地区があるので、早急に対処してほしい。

			村内で地区ごとの状況の違いによって、対立が生じてきた。
S48.2.5	来年度から、徳山ダム建設事業の主体が建設省から水資源開発公団に移管される見通しと、予算は「建設費」として計上される等の説明が為された。		
S48.3.20	3.16 への回答 1. に対して 立竹木の単価は既に示したものに準じる。 2. に対して 今後の本交渉と並行十分協議の上負担したい。(p249)	S48.3.16	徳山地区での集会で申入書の採択(p248) 1. 測量に係る立木伐採に関する補償について建設省からは補償単価が示されたのみで協議する姿勢がない。進展を期待する。 2. 区の集会費用についても建設省は応じない。区の集会は村の集会と同等に扱うよう要求する。(p248)
S48.3	水資源開発計画（フルプラン）の全部変更が行われ、徳山ダムは木曾川水系の水資源開発計画に組み込まれることとなった。この変更により事業主体は建設省から水資源開発公団に移管された。		
S48.3.14	上記の変更に際して岐阜県が国からの照会に対して、徳山ダムについて、「関係住民に深刻な不安がある為、計画変更においては特段のご配慮の上、解決策を明らかにしてほしい」と回答した。(p 250～251)		
S48.3.28	総理府の告示により、木曾川水系開発計画の中に、徳山ダムが多目的ダムとして、位置づけられ、予定工期も S46～S53 年度までと確定された。(p 251～252)		
S48.4.1	「建設省徳山ダム調査事務所」→「水資源開発公団徳山ダム調査所」：今までの事務を全て移管。		
S48.5.4	懸案となっていた、集会費用弁償についての交渉を県の立ち会いの下行い、交渉は合意、公団・村双方が確認書の検討を行う。		
		S48.5.11	確認書（案）後に了承 1. 区集会等に要した費用相当額は、徳山村地内の調査が完了した時点で、協議の上支払う。 2. 公団の行う調査について村は全面的に協力する。
S48.6.1	確認書について岐阜県庁で、確認書調印。後、立入調査の地区説明会・諸日程について説明があり協力要請が行われた。(p254)		
S48.6.8	各地区で説明会実施 (6.18 まで)		
S48.6.9	県が「岐阜県徳山ダム現地対策室」を開設。 全村水没という関係地域にとっては物心両面の損失が大きいものであることは容易に想像される。対策室では実態を十分に勘案して、個人の補償・生活再建が成り立つよう積極的に斡旋を行うために対策室を設置したとしている。(p255～256)		
	水資源開発公団の立入調査は進められている。	S48.7.24	門入地区より「離村の意思がないので、個別調査は差し控えられたい」旨の異議の申

			入書提出(p257)
		S48.820	公共事業の推進について陳情書 (p257)
		S48.9.5	<p>村内共有土地の所有者の集会で</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.移転地の確保・代替地補償などの生活再建策を示すこと。 2.補償交渉のための生活再建対策の実態調査の実施等を「ダム対策委員会」へ要請(p258)
		S48.9.13	<p>「ダム対策委員会」の回答の提示</p> <p>生活再建については、村民の中で調査と建設は別物なので生活再建云々の確認書の提示は先の確認書の精神に反するという意見もある為、調査の進展をみながら村民の意志を尊重して進める。(p259)</p>
			<p>立入調査については村民の総意ではなく、尚同意しかねる側より、水資源開発公団総裁宛「陳情書」・「確認書」が幾つか提出された。</p> <p>それは、徳山村村内に引き続き居住を求める者にはそれに対する措置を講ずることと、村外移住を望む者には相応の生活再建策を講じること。という点で 4 項目の具体的措置と、さらに五項目からなる質問書を添付した。</p>
		S49.1.25	<p>ダム対策委員会によるアンケート実施 (調査内容は p261～262) 調査内容や主に、現況、移転についての希望をとったもの。</p>
S49.3.22	<p>徳山村と水資源開発公団間で「徳山ダム建設事業の施行に伴う土地等の取得を円滑に行うために必要な事務処理に関する基本協定書」締結。先に議論されていたダム対策諸経費について負担する公団と、受ける村との役割の基本を定めた。(p266～267)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.初調査の円滑な推進 2.土地等の取得にかかる補償交渉のあっせん 3.水没関係団体の運営及び指導 4.生活再建対策のための調査 5.その他、事業達成のために必要な事項 <p>村はこれらの事務処理をすることによって、その費用を受領する。これらの費用は行政需要費と呼ばれ、公共補償要綱に規定があり、事業終了後一括して起業者が負担する方法が多くとられているが、本件は長期にわたり出費も高額で財政的負担が過大であるため、毎年度受け取ることにしたが、後に、「秘密協定」との非難をうけることとなる。</p>		
		S49.4.6	<p>ダム対策委員会協議</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.立会費用弁償額のアップ 2.アンケート結果の取り扱い 3.栃山山林の在り扱い

		S49.4.20	<p>村より県開発企業局長あて「生活再建対策の基礎調査委託業務の結果報告書」提出。</p> <p>1.アンケート調査結果</p> <p>2.労働力の調査</p> <p>3.世帯構成の調査 etc(p267)</p>
		S49.4.6	<p>県はダム対策委員会に対して、アンケート調査の結果を踏まえた移転対策を進めていく旨、栃山についても関係地区と協議し解決する旨を表明。</p>
		S49.5.1	<p>門入地区より「差入書」提出</p> <p>門入地区は水没を免れる地区である為、事情が他の地区とは異なっている故の差入書。内容は補償内容に他地区と差を付けないこと、残留希望者には生活できるだけのインフラを整備すること等。(p268)</p>
		S49.614	<p>村議会より「ダム水没補償金に課す国税の免除に関する要望」(p 268～269)</p>
		S49.616	<p>実施調査受入保留者から徳山ダム対策委員会委員長に対して「実施調査受入前の申入に関する理由書」、徳山ダム調査所長に対して「実施に関する申入書」提出 (p269～270)</p> <p>調査を受け入れる前に補償内容を確定させることを訴えた。</p>
S49.6.24	<p>河川法第 56 条の規定により、ダム水没地域（標高 403m以下）が河川予定地に指定する告示（p271～272）。河川管理者（国）は、その工事が計画上確実となった日以降にしか、河川予定地をすることは出来ない旨、規定されており時期的に不適切ではないかと批判が相次いだ。</p>		
	<p>工事事務所は、標高 403mの地点に水面を示す作業を行う。</p>	S49.7.10	<p>ダム対策委員会は各地区より提出された申入書・差入書について協議する。問題は生活再建対策であり早急な解決は困難であり、文書は委員会預かりとした。</p>
		S 49.910	<p>下開田地区より差入書提出される（p272～273）。調査地の立木を堤体材として利用する際の要望を行った。</p>
S49.11	<p>建設省中部地方建設局より「徳山ダム建設に伴う河川予定地の指定等河川管理の取扱について」パンフレット配布</p> <p>1.工作物（家屋・倉庫等）を新築・増築(軽微なものを除く)する場合。</p> <p>2.土地の形状を、1.5m 以上変え</p>		<p>工事事務所の行ったのは、測量した標高 403m地点を切り開いて、赤白に塗り分けた板を打ち込むことで、事の重大さに多くの村民が気付いていなかった。11 月に左記のパンフレットが配られるに至って、調査と建設は別と言われてきたにもかかわらず、自分たちの家屋田畑の水没を現実のものとして受け止めるようになった（「浮いてし</p>

	<p>る場合。 これらが無許可で行うと、罰金が科せられることがある。 その他河川予定地以外についての記載があるが、煩雑であるので、必要に応じてダム対策室に相談すること (p274～276)</p>		<p>まう徳山村」朝日新聞岐阜支局編 S61刊、p8～10)</p>
S49.11.16	<p>実施計画調査にあたって、それを拒否している土地所有者の土地調書を作成して配布した件について非を認める「念書」が徳山村に提出される(p276)</p>		
S50.4.18	<p>発電事業者等の内定が通知される 徳山ダム本体の徳山発電所 →電源開発株式会社 杉原ダム発電所 →中部電力株式会社 決定まで国との協議に2年を費やしたといわれている。</p>	S50.2	<p>村民の移転と生活再建について県及び国に陳情書提出。 1.現行の損失補償基準要綱は古く、水没者の心情を無視するものであるから、十分に生活再建ができるように改正を図る事。 2.所有林の売却については、離村により管理できない山林についても、水没林同様の租税特別措置法の適用を要望する。</p>
		S50.5.1	<p>事業者がほぼ決定されたことを受け、正式な事業方針が提示される前に、ダム対策委員会として、要望書を県宛提出。 1.水没者が、従来以上の生活を営めるように生活再建をはかること。 2.十分に配慮した補償であること。 3.残存地域の処理に積極的措置を講ずること(p278) 先に取り交わした確認書の再確認</p>
		S50.5.30	<p>水没予定地の指定に関して、村民代表より、河川予定地の指定は憲法違反であると公団宛てに通知書を提出 (p280) 水没予定地決定以後の家屋等の新築・増築は20件ほどあったが、それは全て認可された。必要なものについては認可をしていくというスタンスは変えない方針であった。</p>
S50.6.	<p>国より県に対し 徳山ダム建設計画に関し、建設大臣から岐阜県知事に事業方針について意見が求められ(p278) 27日付「水没予定者は具体的措置が示されず不安を抱いているので、速やかに国・公団・県は協議をして、具体的実施について特段の配慮を願う」回答書を提出 (p279) この回答書により、行政上、建設計画は前進することになる (p279)</p>	S50.9	<p>最後まで残っていた櫛原地区の立入調査について、共有山林問題（地区の共有林の</p>

			<p>持分について旧家と新家で争っていた)を切り離して進めることとし、これによって徳山村すべての地区で立ち入り調査が行われた。</p> <p>S47年より開始された調査は足かけ4年に渡り、その間事業者と村との間では、問題も起きていた。村は公団側に対して、公団は確認書の意味に沿って、測量業者にもそれを徹底させるよう確認した。</p>
S51.4.27	<p>建設大臣から水資源開発公団に対して「徳山ダム建設事業に関する事業実施方針」が指示された。</p> <p>これは徳山ダムの規模、利用、総事業費等が示されたもので(p282)これによって、ダム建設は正式に水資源開発公団に移管された。</p>	S50.9.3	藤橋村、立入調査受入。
		S51.2.15	<p>下開田区より調査が遅々として進まないことに対して、申入書が差し出された(p285)内容的には、調査の早期完了と、住民の今後に対する補償等の配慮、集会費用弁償等についてであり、この問題は後に対策委員会で取り上げられることとなった。</p>
S51.6.18	<p>県に対して、ダム建設事業についての実施計画協議要請。県の手続きとしては最終段階のもので、協議が出せようと建設大臣が、計画を認可して建設が着工されることとなる。</p>	S51.3.9	<p>4項目の問題 下開田地区の申入書の費用弁償等についてダム対策委員会で特別部会をもち検討された。4項目とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.集会の費用弁償について 2.立会費用弁償の追加要求について 3.山林等の踏荒し料 4.過去10年間の精神的経済的損失 <p>このうち1と2については問題なく協議されたが、3と4については、その経済的価値を図ることは難しく、結論がでなかった。</p>
		S51.4.18	<p>4項目について、協議が難航した為、特別部会より、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.出席者一人1回当たり5,000円 2.1日当たり5,000円を要求すること 3については土地の有無にかかわらず20万円を要求する。 4.とりあえず一部先取りし、最終的に納得のいく金額を要求する。 <p>これを各区に持ち帰って検討することとしたが、4については過去にも下開田区で提起されて以来最も難航して問題で、徳山ダム問題の解決に向けての最重点項目とみられていた(p286)</p>

		S51.8.11	各区からの協議の結果をうけて、対策委員会は、1、2についてはそのままとし、 3.金額を20万円から50万円に上積み 4.過去10年間の損失補償を1世帯当たり2000万円とするとして、 再度各区で検討を行う。
		S51.9.17	8/11の結果を各区に持ち帰って検討した結果を協議し、 1.集団移転申込者に対して、早急に宅地造成を行う事 2.4項目の8/11の調整案は各地区の了承の上公団に対して要求案を作成する。 3.公団による生活相談所開設は認める。 4.公団による生活再建の意向調査は時期尚早であり補償問題も絡むので保留。 5.動植物の実態調査は未協議の徳山区・櫛原区の了承が得られれば認める。 とした。
S51.9.10	岐阜県からの回答書提出(p283) 実施計画書に5項目の事項について住民の不安が強い旨、協議をするよう付帯意見を出した。	S51.10.7	立入調査について、確認書からの逸脱行為がみられた為、住民の意思を尊重して調査に当るよう5.28付で公団から念書(p284～285)をとったが、再確認の念書が徳山ダム建設事務所より差し出された。
S51.9.26	生活相談所の着工		
S51.11.11	立入調査 家屋 96.4% 土地 91%の進捗となり、最終段階を迎えた。	S51.11.15	立入調査が大詰めを迎え、ダム対策委員会では保留にしている4項目の取扱について協議し、調査保留者と話し合い、全村一致を得て決断をすることとし、保留者と個別に協議することとした。
S52.4.13	3/9付要求書に対する回答(p289) 1.5,000円については3,000円 2.趣旨に添いかねる。 3.S46.12.27付「確認書」6項「乙(事業者)」は調査を実施する	S52.2.8	4項目について全地区から了承を取り付けたことにより、早急に公団に対して、「要求書」を提示することを決定。
		S52.3.9	公団宛て「要求書」(p288～289)提示内容は、8/11の対策委員会の原案通り

	<p>場合に、立竹木の伐採・耕地の踏荒等の必要が生じた時は、所有者の立会を求め、その数量を確認するとともに、調査によって与えて損害は全て乙の責任において、甲（ダム対策委員長）と所有者と協議の上、完全かつ速やかに補償する」の趣旨にそった損害以外のものについては要求に添いかねる。</p> <p>4.S37.6.29 閣議決定「損失補償基準要綱」等の遵守により、公団独自では判断できかねる。今後村民の意思を汲んで岐阜県及び関係機関と協議の上一般補償協議と並行して解決を計るよう努める。</p>	S52.4.20	<p>公団からの回答は、到底受け入れられものではなく、4/20 ダム対策委員会は岐阜県立ち合いの下、公団と直接交渉をもった。</p> <p>3と4については、「今迄実施計画調査が行われたことによる、迷惑、精神的・物質的損失の精算の意味合いである」ことを主張するも、公団は一般補償の中で解決するものであると従来の主張を繰り返した。</p> <p>1と2について金額の差が大きいことについて、公団側は「徳山村の賃金水準からすれば十分に誠意を尽くした金額である」と主張し「徳山ダムは国が勝手に決めた事業であり、村内は人間関係等にも大きな犠牲を強いられた、それを一般労働賃金で換算されるのは納得のいくものではない」と主張した。この会合は物別れに終わったが、対策委員会は、公団に再考を促すべく、回答日付（4/30）を設けた要求書を提出した（p 290～291）</p>
S52.4.30	<p>公団回答(p291)これは当初の文面を5/2の第2回に協議によって訂正されたものである。</p> <p>「4項目の解決の為新しい段階に入るに当って、今後関係機関の協力のもと誠意をもって解決にあたる」という趣旨。</p>		
<p>4項目に対する公団の第二次回答は</p> <p>1、2については、金額（単価）は精一杯のものでそれをS47年まで遡って支払う</p> <p>3、4については、「補償基準要綱」等を勘案して運用面でカバーしたい。不足分は下流見舞金を充てる。しかしこれらは補償の段階でしか解決できない。</p> <p>ダム対策委員会</p> <p>1～4の主張は、全てこれまでの精算としての要求であり、補償とは別物、と主張</p> <p>立会いの岐阜県も「起業者である公団は全責任をもって解決に当るのが当然で、その責任を下流見舞金に託すべき理由はない。下流見舞金は補償金とは別の性質ものだ」として、公団に責任があることを迫った。（p292）</p>			
S528.9	<p>岐阜県の調停により、4項目についての調停が成立した（覚書 p292～p293）</p> <p>要求項目の1、2については、金額、支払期間等で合意した。</p> <p>3、4については今後の補償協議の過程において徳山村の特殊事情を十分に踏まえて誠意をもって解決する。</p> <p>という公団の回答で決着した。</p>		
<p>補償基準の提示へ</p> <p>一般補償基準：それは起業者が用地を買収することによって生ずる権利者（個人）の受ける損失について、土地建物などについては、計算方法・単価等を示し、形のないもの－天恵物：自然から無償で享受できるもの－については、一つ一つに評価の方法・単価を決定したものを提示する(p356)、</p>			

それによって、権利者は補償の額を知ることができる。ここで計算される金額は、その後の生活設計における最も重要かつ関心の高い点であり、起業者・権利者等すべての人にとって、ダム問題の核心となる部分である (p357)

丁度同時期に福井県の真名川ダムの建設で旧西谷村が徳山村のように殆どが水没し、村は大野市に編入された事例があり、住民はその成り行きを自身の成り行きと重ね合わせて、注目していた。

		S53.4.10	下開田地区 補償基準提示受入を決議
		S53.411	ダム対策委員会より各地区も補償基準の提示受入について協議するよう決定
		S53.5.19	上記の結果報告 ・公団から補償基準の提示があれば受入・交渉に入る：下開田・上開田・樺原・戸入地区 ・公団から補償基準提示の申出があった時に、協議する：徳山・山手・塚・門入地区
S53.8.22	村に対して 9 月中旬に補償基準を提示したい旨打診	S53.8.25～ 9.1,7	各地区で補償基準提示受入を合意 交渉窓口をダム対策委員会内に交渉委員会を設置することとし、村長がその代表となる。
S53.9.18	水資源開発公団より、損失補償基準の提示(詳細 p359～371)。		補償基準の数値が低すぎて全く問題にならないとの意見が多数。
		S53.10.4	ダム対策委員会で協議の結果、誠意の認められないこの基準は受取れないとし、要求書(p374～p 375)と共に補償基準返上、10/5 以降村内におけるダム関連行為を一切停止させることを公団に申入れることを決議
	10.4の決議を受けて調査等ダム関連行為の一切を停止するとともに、S52.9 に設立された「木曾川水源地域対策基金」による宅地取得に伴う利子補給制度の取扱を停止した。	S53.10.23	県立ち合いのもとに、要求書提出 「山奥は地価が安いからというのは、売買である。補償と言うのは、“おぎない、つぐなう”ということで、地価の高いところへ移転しても徳山と同等ないしそれ以上の生活基盤が確保できなければ、ならない」 (p371～372) この後 5 年間補償交渉は続けられるが、ここが争点の原点である。 対策委員会の上げた損失基準については、(p372～373)
S54.1.10	補償交渉の話し合いに応じて欲しい旨の要望書(p379～380)		対策委員会は補償基準の改正が無い限りは応じられないと拒否。
		S54.4	村長 交代
		S54.5.11	下開田地区より区の決議として、現状の交渉の停滞状態を不満とし、早期にかつ有利な解決に向けて取り組んでほしい旨の要望書が提出された(p377)

			しかし、村の総意として、先に提出した要求書に対して公団から何ら回答のないうちは、こちらから要望を出すのは時期尚早であるとの決りに到った。
S54.8.7 10.3,7	県の立会のもとに話し合いがもたれたが、補償基準改定の有無で平行線をたどったままで物別れに終わる。	S54.6.22	補償基準全面改訂の陳情書を県に提出する (p381)
S54.12.7	公団は、「補償基準の全面改訂を前提とした補償基準の修正を行う旨」回答、具体的提示は S55.4 月頃とした。		回答を受け入れる。
			補償基準の提示を前に、武藤嘉文代議士に陳情書提出 (p384)
S55.4.30	第二次損失補償基準の提示 (p385～401)		第二次のものも、十分ではないという意見が続き、補償基準についてはダム対策委員会預りとし、村独自の要望書の作成に入った。
S55.6.16	公団は再提出した損失基準についての説明会を実施予定		村内の協議が十分でないとして説明会の開催を拒否
S55.7.14	岐阜県は事態が動き出したことを判断して、「徳山ダム現地対策室」を設置、週 2 回職員派遣。		
S55.11.7	藤橋村で、徳山ダムの補償対象者に関して、県の仲介の調停が了承され、移転交渉が始まる事となった。この移転に係る補償の元は、公団が徳山村に示した第二次の損失補償基準の一部がもととなっている (p416)		
		S55.11.26	補償に対する交渉委員 11 名を選出
S55.12.8	公団・村の両者の間で、12 月 18 日にとりあえず、第一回目の交渉を持つことで合意 公団が、交渉には先に示した第二次損失補償基準をベースに、村は要求書をベースに話し合いを進めたいと思っており、話の内容自体は平行線であった。		
S56.1.9	文書にて補償対象物件の異動の停止を申入れ（口頭では 12 月に申入をしている）－補償基準日となり、それ以降の異動については補償の対象としないというもの	S56.3.7	各地区で集会がもたれ話し合われたが、補償基準日を設定することに対して、その必要性・財産権の侵害について反発が続出し、どの地区でも合意せず、当日承認できない旨、回答を行った。
S56.7.30	ダム対策委員会の要請を受けて、県開発企業局長が委員会に出席し、 1.物件異動停止に法的根拠はあるのか 2.私有財産権が侵害されないか 3.生活再建の障害にならないか の点について議論がなされたが、決着をみず、委員長の裁定で当日を基準日とするに至る。		
S56.8.11	文書にて「基準日の設定にはなんら法律上の拘束を受けない旨」送付(p419～420) 物件の異動に於ける拘束は既に河川予定地に指定された段階から生	S56.9.13	基準日決定への過程で噴出した村民の一部の不満は収まることはなく、同日公団との取り決めは認めない旨の申入書をダム対策委員長あて送付(p420～421)

	じているという法解釈が成り立っている。		
	<p>補償基準世帯の認定作業が公団と交渉委員会との間で開始された。</p> <p>両者の間で認定世帯の要件が定められ、その要件から外れた世帯については個別に双方で協議することとした。これを行う意義は、村が昭和40年代に入って人口が減少傾向にあるにも拘わらず、世帯数は漸増傾向にあることから、不純な目的を排除するものでもある。</p> <p>その認定要件は、村内に独立した住居を有し、独立した生計を営み、地区の賦役等に出席し、その負担金を負担している、村に公租公課を納付していること等 (p423)</p>		
S56.10.20	交渉会議で上記世帯認定確認事項の確認・合意		
		S56.10.22	<p>上記について、対策委員会は了承した。のちに認定作業に入った。</p> <p>結果：損失補償基準適用世帯：458 継続協議世帯：4 非認定世帯：44</p>
S57.2.9	電源開発・中部電力開発申請		
		S57.2.20	開発に同意。但し補償問題が解決して後に限る(p431)
S57.4	土地地目認定基準決定	S57.5.15	<p>村議会・ダム特別対策委員会は村長・ダム対策委員長に対し</p> <p>非認定世帯の認定及び新しく構成された世帯の認定の要望書提出 (p423～424)</p>
S57.9	土地等級認定基準の決定・認定 これをうけて基準単価の交渉に入る		村からは各方面に対して陳情活動を通じて、公団から示された第2補償基準が満足のいくものではなかった為、交渉が少しでも有利に働くよう積極的な活動を展開した(p425～428)
		S57.12.7	ダム対策委員会内で公団の基準の村の要求書との差を埋めるための協議が行われた。委員会より、要求書の金額を弾力的に運用することが提案された、これで公団とは補償交渉が進められる道が開けたこととなったが、委員会の総意ということではなかった。
		S58.1.22	<p>ダム対策委員会の在り方について、先年公団との交渉もあり得るとした点についてその賛否で会議は紛糾した。</p> <p>特に人口の多い本郷地区の年度末集会で、委任状のない交渉委員会の議決は他人の財産権を侵すものであること、人口が多いのにもかかわらず交渉委員が一人しか選出されないことへの不満をそのままにしていたことも一因ではあるものの、補償という点において、個人の委任を受け</p>

			ていないということが、委員会の分掌の限界を超えた点にあり、いよいよ具体的な交渉に入る時に入り、ダム対策委員会は内部分裂し、崩壊した。
この頃には、村民の多くは、ダム建設は既定のものとして容認し、その後の生活設計を如何にすべきかを考えていた。その中であって、行政上の権利云々の問題で、事態が進んで行かないことに対する疑問が呈されるようになり、「任意団体を結成して、自主交渉をする」とい動きが持ち上がった。			
S58.4.28	同盟会に対して、徳山ダムの一般基準について、この際理解と認識を深めてもらいたいと期待と希望をもって「徳山ダム建設に伴う損失補償基準の最終額について」という公団説明資料を発行している。 徳山ダム一般補償基準の特色については、徳山村の特性について十分に配慮し、又移転地となる揖斐川町等での暮らしについても特別措置を設けていること、全体としてすべての人が生活再建できるように配慮し、精一杯の努力の到達点であるという「損失補償基準の最終額」を提示した (p434～436)	S58.1.24 ～2.3	区長会でダム対策委員会の再建は困難である点で一致し、これに代わる任意団体設立する為「徳山ダム対策同盟会設立趣意書」を作成し、村内に配布、自主的な任意団体の結成と、そこへの参加を呼び掛けた。
		S58.2.6	466世帯中409世帯の参加をもって「徳山ダム対策同盟会」(以下同盟会)設立総会開催。 設立趣意は「補償交渉の推進と生活再建対策」を基礎として支部を形成し、支部長会をもって具体的な交渉にあたるとした。
		S58.2.18	村議会「徳山ダム対策委員会」の廃止を決定。
		S58.2.19	同盟会は村に対して、交渉を引き継ぐ団体として認めるよう文書で要請(p432～433)
		S58.2.25	村は同盟会の要請を認め、県に指導と助言を要請、同日公団も交渉団体として、協議・交渉をしたい旨回答した。
		S58.5.9	公団の文書より、交渉に入っても良いと判断し、交渉を再開した。
S58.8.9	補償基準の一部を修正して提示		同盟会は金額を不服として、再検討を要求、さらに村民の中には、その提示額による補償では生活再建がおぼつかないという意見もあり交渉は中断された
岐阜県が、これ以上進展がないことを憂慮し、仲介役をかってでた。			
S58.9.7	交渉が再開。以後2週間にわたり、両者が検討を重ねた。 同盟会の委員長と委員の8名、公団からはダム建設事務所長以下7名、県の仲介役として3名、村から2名が常時出席し、それは検討を重ねたという綺麗事ではなく、両者の主張がぶつかり合い、それを県が仲介していくといった形をとり、時には深夜明け方までその話し合いは行われた (p436～438)		
S58.9.20	双方、補償内容について大筋で合意した。村民が特に願った点については、11月に「徳山ダム建設事業に伴う特別措置」という項目で取上げられた(p454)		
S58.10.13	会員に対して対策同盟会が求めた委任状について398/407(世帯)97.3%が提出した。 これにより最終的な交渉に入る段階となるについて、同盟会は岐阜県知事に対して、この段階での会		

	<p>員の要求を集約し、その妥結にむけて斡旋を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積の大きい山林に対する補償 ・天恵物補償 <p>等水没者にとって影響の大きい項目が取り上げられた (p438)</p>																																
S58.1111	岐阜県知事が示した斡旋案が提示さて、双方がこれを受諾した。																																
S58.11.15	双方 補償基準の妥結調印を承認																																
S58.1121	<p>岐阜県庁において</p> <p>「水資源開発公団が施行する徳山ダム建設事業の施行に伴う土地の取得及び物件の移転並びにこれに伴って通常生ずる損失の補償について」(p440～454)に、双方同意し、相互の履行すべき事項を記した「協定書」に調印した (p439) このとき妥結した第3次補償基準は、総額 400 億円に達した。</p> <p>これは S55 年の2次補償と比較して、30～40%のアップになっている (p439)</p> <p>主な項目の補償額推移を示してみると、</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>第1次</th> <th>第2次 (2/1 %)</th> <th>第3次 (3/1 %)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地 (等級1: 借地権等含む) 単位: 1 m²</td> <td>14,000</td> <td>15,000 108</td> <td>18,000 129</td> </tr> <tr> <td>田圃 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m²</td> <td>1,300,000</td> <td>1,400,000 108</td> <td>2,700,000 207</td> </tr> <tr> <td>畑 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m²</td> <td>1,050,000</td> <td>1,150,000 110</td> <td>2,500,000 238</td> </tr> <tr> <td>山林 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m²</td> <td>300,000</td> <td>320,000 107</td> <td>520,000 173</td> </tr> <tr> <td>原野 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m²</td> <td>200,000</td> <td>220,000 110</td> <td>370,000 185</td> </tr> <tr> <td>農業補償 単位: 1,000 m²</td> <td>480,000</td> <td>500,000 104</td> <td>別途計算による</td> </tr> <tr> <td>天恵物補償 (S46 以前居住) 単位: 1 世帯</td> <td>2,000,000</td> <td>2,500,000 125</td> <td>3,500,000 175</td> </tr> </tbody> </table> <p>(数字は単価当たりの金額を、%は 一時補償額に対する増額の割合をしめす)</p> <p>この他にまだ検討すべきものについては、「継続協議に関する確認書」が交わされた。</p>	項 目	第1次	第2次 (2/1 %)	第3次 (3/1 %)	宅地 (等級1: 借地権等含む) 単位: 1 m ²	14,000	15,000 108	18,000 129	田圃 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	1,300,000	1,400,000 108	2,700,000 207	畑 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	1,050,000	1,150,000 110	2,500,000 238	山林 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	300,000	320,000 107	520,000 173	原野 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	200,000	220,000 110	370,000 185	農業補償 単位: 1,000 m ²	480,000	500,000 104	別途計算による	天恵物補償 (S46 以前居住) 単位: 1 世帯	2,000,000	2,500,000 125	3,500,000 175
項 目	第1次	第2次 (2/1 %)	第3次 (3/1 %)																														
宅地 (等級1: 借地権等含む) 単位: 1 m ²	14,000	15,000 108	18,000 129																														
田圃 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	1,300,000	1,400,000 108	2,700,000 207																														
畑 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	1,050,000	1,150,000 110	2,500,000 238																														
山林 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	300,000	320,000 107	520,000 173																														
原野 (等級1: 同上) 単位: 1,000 m ²	200,000	220,000 110	370,000 185																														
農業補償 単位: 1,000 m ²	480,000	500,000 104	別途計算による																														
天恵物補償 (S46 以前居住) 単位: 1 世帯	2,000,000	2,500,000 125	3,500,000 175																														
S59.3.12	各世帯別に補償金調書が配布され、補償額が提示された。																																
S59.3.15	個別交渉スタート 3月末時点 36世帯交渉成立、補償額は数十億円 (p456)																																
S60.3	59年度末には316世帯と交渉が成立した (同盟会の約8割)																																
	同盟会に参加していなかった、38世帯についても、個別に陳情等を行って来たが、公団の提示した補償基準で8割の村民と交渉が成立したことにより、これが妥当であると受け入れられたと考え、これ以上の交渉に応じる意思はないことを表明(p456～457)、これを受け、61年度末までに主だった補償契約は完了した。																																

このような経過を経て、徳山村に住む住民との補償交渉は終わった。

昭和 37 年閣議決定「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」により、財産権のみを補償の対象とするという原則が貫かれ、徳山村村民が願った、精神的苦痛に対する補償は、そのものとしてされることはなかった。

この表は「徳山ダムの記録」(藤橋村企画課ダム対策室編集、平成 2 年 3 月 31 日刊) よりその補償交渉の部分をもとめたもので、出典ページを各々付記しているので、詳細な内容については、本書をご一読下さい。